

多目的交流施設運営管理委託者募集要領

1. 事業の概要について

- ①施設の名称 多目的交流施設
- ②設置目的 高齢者の生きがいや町の賑わいを創出するエリアとして、また、地域外からの人の流れをつくる集客交流拠点として多目的交流施設を設置する。
- ③所在地 御浜町大字阿田和 6115 番地 5
- ④建築面積 1 2 7 m²
- ⑤構造 鉄骨造
- ⑥運営開始時期 運営管理者と協議し決定
- ⑦施設の概要 食品加工、物産販売、多目的スペース
- ⑧設備備品 運営管理者と協議し決定

施設平面図及び立面図

2. 運営管理委託期間

委託契約日 ～ 平成 33 年 3 月 31 日までとする。

(委託期間終了後については、協議し決定する。)

3. 基本的事項

運営管理者は施設の管理運営にあたり、次の項目に沿って行うこと

- ① 公の施設としての性格を十分認識し、設置目的に基づき管理運営を行うこと
- ② 購買者のサービスの向上に最大限務めること
- ③ 特定の個人、団体、グループ等に対して、有利若しくは不利になるような取り扱いはしないこと
- ④ 町民や購買者・利用者の意見、要望等を運営管理、販売に反映させ、満足度を高めていくこと

4. 運営管理者が行う業務の範囲

業務の範囲は次のとおりとする。

これらの業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、部分的な業務の委託であって、町が承認したものについては、専門の業者等に委託できる。

- ① 施設利用者の農産物等の販売に関する業務
 - a) 販売価格は、施設利用者の販売希望価格を尊重するものとする。
- ② 施設及びその附属設備の維持管理及び保守管理に関する業務
 - ア) 建築物、附属設備、備品の維持管理及び保守管理に関すること
 - a) 施設の管理運営に関し町が整備する備品については、管理台帳を備え管理すること
 - b) 電気施設・給排水・給排水衛生設備・空調設備・消防設備・照明設備・機械設備等の定期点検・法定点検等を実施し、性能を維持すること
 - c) 施設、附帯設備及び備品の破損等の発生がない状態を維持すること
 - d) 清掃は、購買者及び利用者の妨げにならないように行うこと

- e) 施設で発生する可燃物・不燃物及び資源物のゴミは、事業系のゴミとして専門の業者により収集・運搬処理を行うこと
 - f) 施設内の事故、盗難、破損及び火災等の災害・事故を警戒、予防し、財産の保全、購買者等の安全を守るために適切な業務を行うこと
 - g) 加工設備については、食中毒の防止対策を図り、適正に管理すること
 - イ) その他良好な維持管理に必要な業務
- ③ 施設の運営及び利用に関する業務
- ア) 利用の許可、不許可及び取り消しに関すること
 - イ) 利用料金の徴収に関すること
 - ウ) 施設運営や販売経理に関すること
 - a) 管理運営者は、独立した専用会計帳簿を設けるとともに、収入及び収支については、独立した専用口座で管理すること
 - エ) 集客促進活動に関すること
 - a) 多目的広場等を利用したイベントを開催し、農林水産物の販売促進、広報宣伝及び生産者と消費者の交流促進を図る。
 - オ) 町が企画する各種事業等への協力に関すること
 - カ) 前各号に掲げるもののほか、町が必要と認めること
- ④ 自主事業
- 運営管理者は、施設の特長や設置目的を勘案し、購買者や販売者等の利便性の向上や施設の魅力を高めるために効果的であると認められる場合は、町との協議に基づき、管理運営者の創意工夫で自主事業を行うことができる。
- ⑤ その他施設の管理上必要な業務
- ア) 事業報告書等の作成及び提出に関すること
 - a) 日報の作成
購買者の利用状況（人数・金額等）を記載した日報を作成すること
 - b) 管理状況報告書の作成
日報を月毎に集計した管理状況報告書を、翌月の10日までに作成し町に報告すること
 - c) 管理状況報告書を年度毎に集計した事業報告書及び収支決算書を年度終了後の4月末までに報告すること
 - イ) 前各号に掲げるもののほか、町が必要と認めること

5. 施設利用者について

① 施設手数料

運営管理者は多目的施設を利用する者から、手数料を徴収することができる（以下「施設手数料」という。）なお、施設手数料については、予め御浜町と協議し定めるものとする。

②利用者の制限

運営管理者は、次のいずれかに該当する者に対して、利用を拒否することができる。

- ア) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる恐れがある者
- イ) 施設を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがある者
- ウ) 上記の場合のほか、施設の運営管理上支障があると認められる者

6. 施設利用料等について

運営管理者は施設利用料として、売上げの5/1000を御浜町に納付する。

7. 運営管理に必要な責任の分担

町と運営管理者の運営に関する責任の分担は次の表に定めるとおりとします。ただし、同表に定めない事項及び疑義を生じた事項については、町と運営管理者が協議して定めるものとする。

項目	事項	内容	責任者	
			管理運営者	御浜町
共通事項	周辺地域、住民、購買者及び利用者への対応	事業運営に係る購買者及び利用者、地域住民等からの苦情対応及び地域との協調	○	
	安全性の確保	施設の運営・維持経費に係る安全性の確保及び周辺環境の保全	○	
	第三者への賠償	施設運営において第三者に損害を与えた場合	○	
		施設自体の不備により、第三者に損害を与えた場合		○
維持管理	維持補修	施設の改良	両者協議	
		経年劣化、天災、その他不可抗力による施設の維持修繕		○
		事故・火災等による施設の維持修繕	○	
		施設の保守点検（法定点検）	○	
	修理・修繕 処分・買替	経年劣化による備品の修理・修繕・処分・買換	○	
維持経費	光熱水費	施設の運営に係る光熱水費	○	
	消耗品費	施設の運営に係る日常的な消耗品	○	

8. 応募者の資格

応募するには次の全ての要件を満たす団体とする。

- ① 主たる構成員が御浜町に住所を有する団体又は御浜町に住所を有する法人（以下「法人等」という。必ずしも法人格を必要としない。）
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない法人等であること。
- ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員からなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

9. 運営管理者の申込みについて

運営管理者の申込みを希望する場合は、別紙「多目的交流施設運営管理委託者申込書」を平成 30 年 7 月 9 日（月）17:00 までに御浜町役場 農林水産課まで提出するものとする。なお、申込者が複数の場合は、後日、審査（面接）を行うものとする。